

境港市環境基本計画について

1. 計画策定の目的

本市では、市民や事業者、市民団体等と相互に連携しつつ、環境の保全に関する基本的な考え方や市の目指す方向について明らかにし、各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成10年に制定した「環境基本条例」に基づき、本市における環境の保全や創造に関する総合的な指針である「環境基本計画」を策定することとしています。

〈境港市環境基本条例〉

環境基本計画の策定（第9条第1項）

市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めなければならない。

2. 前回の環境基本計画

平成13年度に「境港市環境基本計画」（計画期間：平成13年度～平成22年度の10年間）を策定し、本市の環境施策を推進してきました。

3. 計画策定の背景

【世界の動向】

- ・平成27年9月に国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs：17のゴール・169のターゲット）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択される。
- ・平成27年12月に気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択される。
- ・その他、食品ロスの問題や、海洋プラスチックごみ問題など地球規模での環境問題が顕在化し、国際的な取組みが進んでいる。

【国の動向】

- ・平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定。
- ・平成30年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定。
- ・令和2年10月の第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロとし、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言された。

【県の動向】

- ・令和2年2月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定。

【市の動向】

- ・令和3年2月に「ゼロカーボンシティ」として2050年までに二酸化炭素の排出量をゼロとする都市を目指すことを表明。

4. 今回策定する環境基本計画

前回計画の期間終了後、平成23年度以降、計画は策定されていませんでしたが、今回、令和3年度に新たな計画を策定することとしました。

本計画は、国の「第五次環境基本計画」及び県の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図り、本年度策定予定の上位計画である「境港市まちづくり総合プラン（第10次総合計画）」を環境面から実現するものとします。

また、本計画の各取組みをSDGsのいずれかのゴールに関連づけ、計画の推進により、SDGsの目標達成に取り組みます。

5. 計画期間

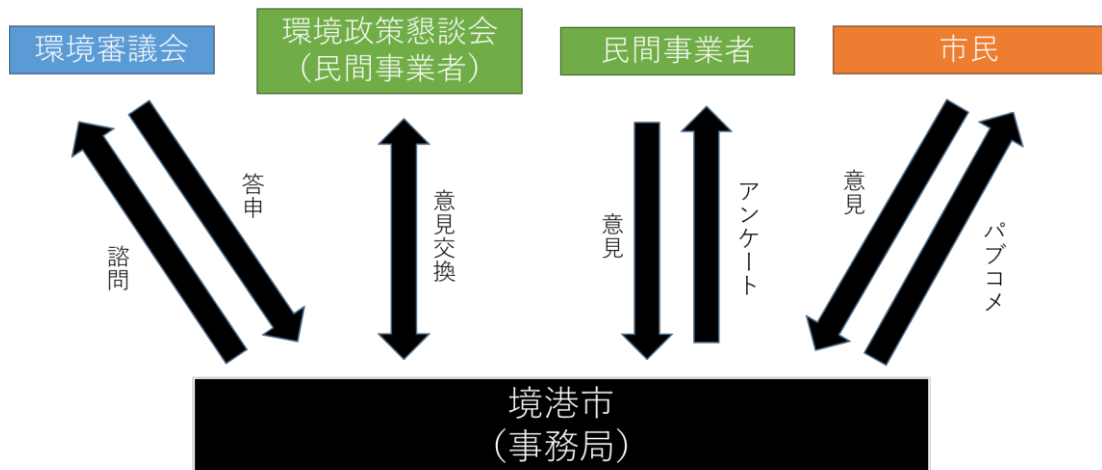
計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の対象範囲

計画の対象地域は、中海や美保湾の一部を含む境港市全域です。

対象とする環境	内容
地球環境	地球温暖化、気候変動など地球規模の環境
生活環境	大気、水質、騒音、廃棄物など私たちの身の回りの生活環境
自然環境	生物、水辺、植物など自然環境

7. 計画策定の推進体制



〈境港市環境基本条例〉

環境基本計画の策定（第9条第3項）

市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ境港市環境審議会の意見を聴かなければならない。

8. 計画策定スケジュール（案）

年	月	内容
3	6	第1回政策懇談会（骨子についての意見交換）
	7	第1回審議会（委員委嘱、諮問、策定方針説明）
		事業所アンケート
	8	第2回政策懇談会（原案についての意見交換1）
	9	第3回政策懇談会（原案についての意見交換2）
	10	第2回審議会（原案についての審議）
	11	議会報告（原案中間報告）
	12	第3回審議会（パブコメ用案の審議）
4	1	パブリックコメント
	2	第4回審議会（パブコメによる修正、答申）
	3	議会報告（完成報告）

